

# 広野町からのお知らせ

## 国民健康保険・後期高齢者医療における 平成31年3月1日以降の窓口負担の取扱いについて

広野町の住民が加入している国民健康保険又は後期高齢者医療において、現在、上位所得層として600万円を超えている方は、医療機関等での窓口負担があります。

免除該当世帯（該当者）の方へは、有効期限が  
平成31年3月1日から平成31年7月31日までの  
免除証明書を郵送いたします。

※上位所得層とは、基礎控除後の総所得金額を合算した額が600万円を超える世帯

**お問い合わせ**

広野町役場

健康福祉課保険年金係 ☎0240-27-2113